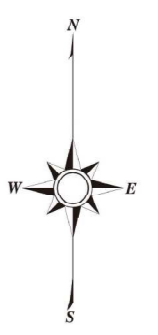


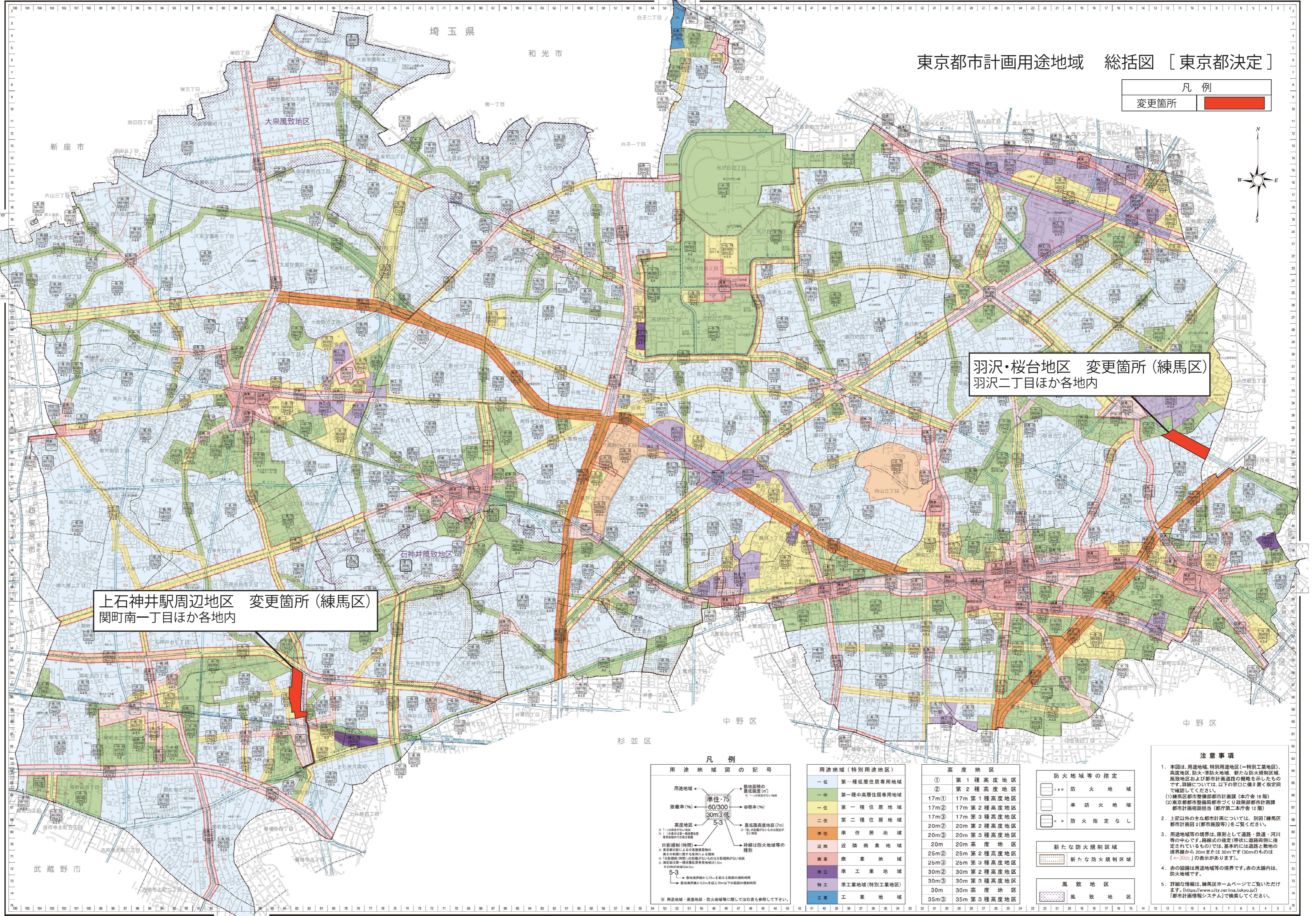
東京都市計画用途地域 総括図 [東京都決定]

凡例
変更箇所



羽沢・桜台地区 変更箇所 (練馬区)
羽沢二丁目ほか各地内

上石神井駅周辺地区 変更箇所 (練馬区)
関町南一丁目ほか各地内



凡例

用途地域	記号
用途地域	→
建蔽率 (%)	→ 準住・75
高度地区	→ 60/300
防火地域	→ 5-3
最低高度地区 (7m)	→
防火線	→
防火線は防火地域等の種別	→
※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。	

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第2種高度地区
20m②	20m 第3種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
25m①	25m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
30m①	30m 第2種高度地区
30m②	30m 第3種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
35m①	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

***	防火地域
□	準防火地域
*	防火指定なし
□	新たな防火規制区域
□	新たな防火規制区域
□	風致地区
□	風致地区

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置く指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎10階)
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当 (都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2 (都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定 (帯状に道路両側に指定されているもの) では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです (30mのものは「←30m」の表示があります)。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください (https://www.city.nerima.tokyo.jp/) 「都市計画情報システム」で検索してください。